のは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十一項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十二項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項まで」を「第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「（第四十二条の十二の二」を「（第四十二条の十二の二」に、「百分の五（平成二十七年四月一日前に開始する事業年度にあつては百分の二とし、同日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては百分の三とする。）」を「増加促進割合」に、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、前条第二項、第三項及び第五項並びに次条第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十（当該法人が中小企業者等（同条第二項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。次項第五号ハ及びニにおいて同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第四十二条の十二の四第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　増加促進割合　次に掲げる適用年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

イ　平成二十七年四月一日前に開始する適用年度　百分の二

ロ　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の三

ハ　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する適用年度　百分の四（その法人が中小企業者等である場合には、百分の三）

ニ　イからハまでに掲げるもの以外の適用年度　百分の五（その法人が中小企業者等である場合には、百分の三）

第四十二条の十二の五第一項中「。以下この項において同じ」を削り、同条第七項中「法人税の額（この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう」に、「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第十四項中「第四十二条の十二の五第一項」とあるのは「第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の十二の二」及び「、第四十二条の十二の二第三項第二号イ」と」を削る。

第四十二条の十三第一項中「法人税の額（第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を適用しないで計算した法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう」に、「法人税の額から」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第四十二条の四第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

二　第四十二条の四第二項の規定　同項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項に」を「それぞれ同条第一項に」に改め、「控除した金額」の下に「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第四十二条の十二第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第四十二条の四第九項」を「第四十二条の四第四項」に、「同条第十項」を「同条第五項」に、「同条第九項」を「同条第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十二条の四第三項の規定　同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項に次の一号を加える。

十五　前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定　当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

第四十二条の十三第二項中「第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十二の三第三項の規定」の下に「その他これらに類する法人税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定」を加え、「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの（同条第四項の規定を適用したならば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、同条第十二項第七号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するもの（同条第八項において準用する同条第四項の規定を適用したならば当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「該当するものに」を「該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号の上欄中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同表の第二号の下欄中「当該事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの（日本船舶に該当しないものを除く。）」を「日本船舶に該当するもの」に改める。

第四十四条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「に含まれる」を「の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る」に改め、「機械及び装置（」の下に「機械及び装置にあつては、」を加え、「場合（」を「とき（」に、「には、」を「は、」に改める。